

公園内イベント等開催時使用許可条件

- 公園使用時は、市の発行した許可書を携帯すること。
- イベント開催後に、開催報告書(内容、参加人数等)を提出すること
(任意の様式)
- 他の公園利用者に対し十分な安全配慮をすること
- 公園施設を損傷、汚損しないよう充分注意をするとともに、もし損傷等
をしてしまった場合は、申請者の責任において原状に復すること
- 樹木、植栽等傷つけないこと(釘など打つ行為)
- 周辺住民から苦情等が起こらないよう、充分注意すること
(大音量での拡声器の使用等)
- 周辺住民及び自治会等から苦情等が起こらないよう、充分配慮するこ
と。苦情等が発生した場合は、速やかに管理者に報告するとともに、使
用者の責任において改善を図ること
- 関係者は公園周辺道路への違法駐車はしないこと
- 直火は禁止
- その他の迷惑行為の禁止
- 使用許可条件違反の場合は、許可の取り消しをするものとする